

東京港臨港道路南北線沈埋函工事に伴う工事区域(航泊禁止)のお知らせ

平成30年5月8日～平成30年12月中旬

- 下記の通り海上工事が行われます。
- 付近海域を航行する船舶は、十分注意してください。
- お台場ライナーふ頭及び10号地その2ふ頭西側を利用する500総トン以上の船舶は、東京西航路を利用しての入出港となります。

記

1 概要

(1) 工事内容(図-1、2 参照)

①トレンチ浚渫工

スパット式グラブ浚渫船により沈埋函の設置箇所の浚渫を行います。

②既設護岸撤去工

クレーン付台船により、既設護岸及び既設護岸前面の捨石等を撤去します。

③仮護岸工

起重機船により鋼管矢板を打設し、クレーン付台船により鋼管矢板天端に覆工板を架設します。

④資機材運搬工・陸上土砂搬出工

10号地側陸上工事で使用する資材は台船にて海上運搬・搬入します。また、陸上掘削土砂は、フェリーパージにより千葉へ海上運搬します。

⑤基礎工

砕石をガット船によりトレー台船へ直接投入し、均し船による均しを行います。また、護岸付近は砕石をガット船により直接投入し、潜水士による均しを行います。

⑥沈設工

沈埋函を操函ウインチにて函体を操函しながら沈設します。

⑦函内外工

基礎工と同様にトレー台船により、コンクリート止め砕石の投入を行います。また、コンクリートプラント船によりコンクリートの打設を行います。

⑧埋戻工

函底コンクリート打設後、トレー台船により岩ズリを投入します。

(2) 工事区域明示用標識の設置 (図-2、3 参照)

工事区域を示すための灯標、灯浮標を設置します。

2 工事区域(航泊禁止)設定期間

平成30年5月8日～平成30年12月中旬

※なお、平成32年3月下旬(予定)まで継続します。

3 安全対策

(1) 作業時間は、原則として昼間作業(日の出～日没)とします。

(2) グラブ浚渫船団は工事区域内にて夜間係留をします。

夜間停泊時には、法定の灯火を表示するとともに、グラブ浚渫船団の4隅には点滅灯(4秒1閃光黄色)を設置します。

(3) 警戒船

海上作業中は区域毎に警戒船を2隻配備します。

海上作業終了後は区域毎に警戒船1隻(国際VHF通信可)を配備し、付近を航行する船舶への注意喚起や情報提供を行います。(図-2、4 参照)

※警戒船へは国際VHF無線(16ch)による連絡が可能です。(呼出名称:南北線警戒船)

(4) 工船用船舶の標識

工船用船舶には法定の灯火・形状物、及び標識旗を掲揚します。(図-5 参照)

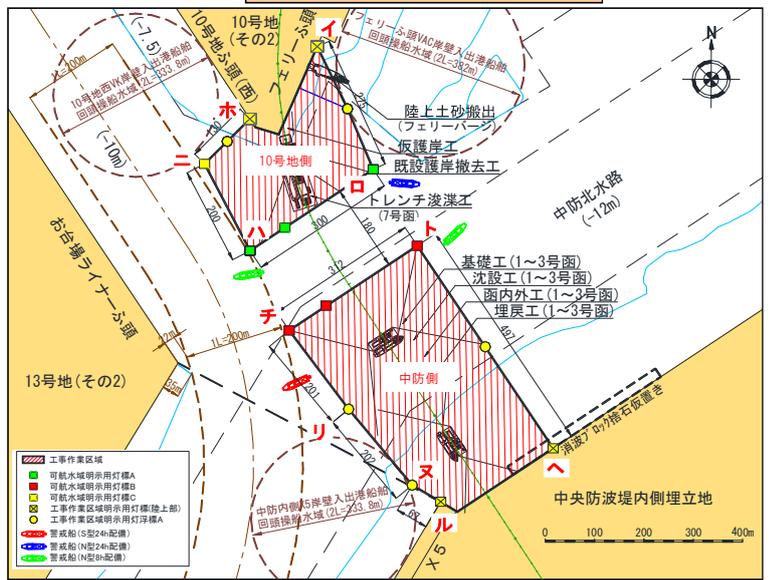
(5) 「南北線航行安全情報管理室」を設置し、次の業務を行います。

- ・一般船舶等に対する工事情報等の提供
- ・工事区域周辺通航船舶の情報収集
- ・工船用船舶及び警戒船への動静情報の提供、注意喚起等

図-1 案内図



図-2 工事区域図



◆工事区域(図-2 参照)

座標のイからホ、へからの各地点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面

地点	起点	方位	距離	緯度	経度
10号地側					
イ	10号地信号所から	61度33分	159m	35度36分55.5秒	139度47分44.6秒
ロ	イ地点から	155度07分	275m	35度36分47.4秒	139度47分49.2秒
ハ	ロ地点から	235度49分	300m	35度36分41.9秒	139度47分39.3秒
ニ	ハ地点から	332度00分	200m	35度36分47.6秒	139度47分35.6秒
ホ	ニ地点から	44度32分	130m	35度36分50.7秒	139度47分39.3秒
中防側					
地点	起点	方位	距離	緯度	経度
ト	10号地信号所から	139度48分	471m	35度36分28.9秒	139度48分03.9秒
チ	ト地点から	325度46分	498m	35度36分42.3秒	139度47分52.8秒
リ	チ地点から	235度49分	312m	35度36分36.6秒	139度47分42.5秒
ヌ	リ地点から	142度38分	201m	35度36分31.4秒	139度47分47.4秒
ル	ヌ地点から	139度48分	202m	35度36分26.4秒	139度47分52.5秒
ル	又地点から	118度50分	67m	35度36分25.4秒	139度47分54.8秒

図-4 警戒船の表示



図-5 標識旗



図-3 工事区域明示用標識【灯標・灯浮標】

灯標 A		灯標 B		灯標 C		灯浮標 A	
灯高	4秒1閃光	灯高	3秒1閃光	灯高	3秒1閃光	灯高	約2.2m
灯色	緑	灯色	赤	灯色	黄	灯色	黄
実効光度	約1.4cd	実効光度	約1.4cd	実効光度	約1.4cd	実効光度	約1.4cd
光達距離	約0.5km	光達距離	約0.5km	光達距離	約0.5km	光達距離	約0.5km

お問い合わせ先

国土交通省関東地方整備局
東京港湾事務所
電話03-5534-1367
<http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/tokyo/index.htm>

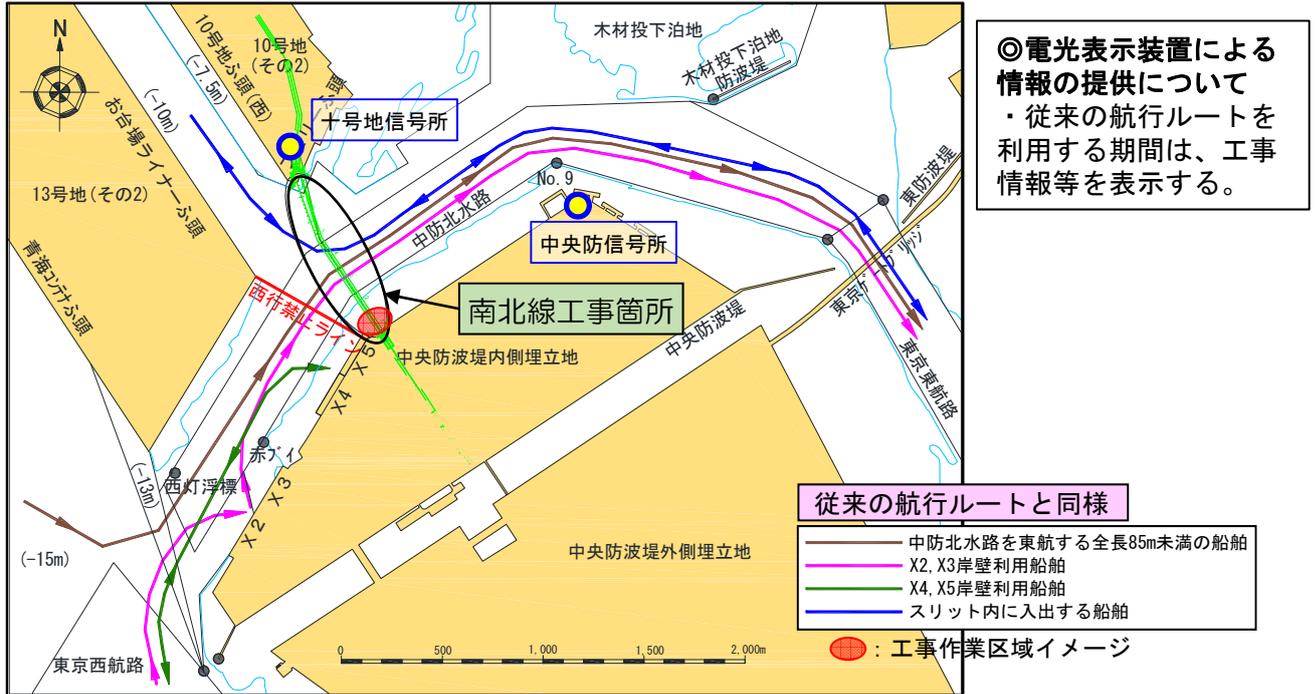
このリーフレットに関する問合せ先

南北線航行安全情報管理室
電話03-5579-6638

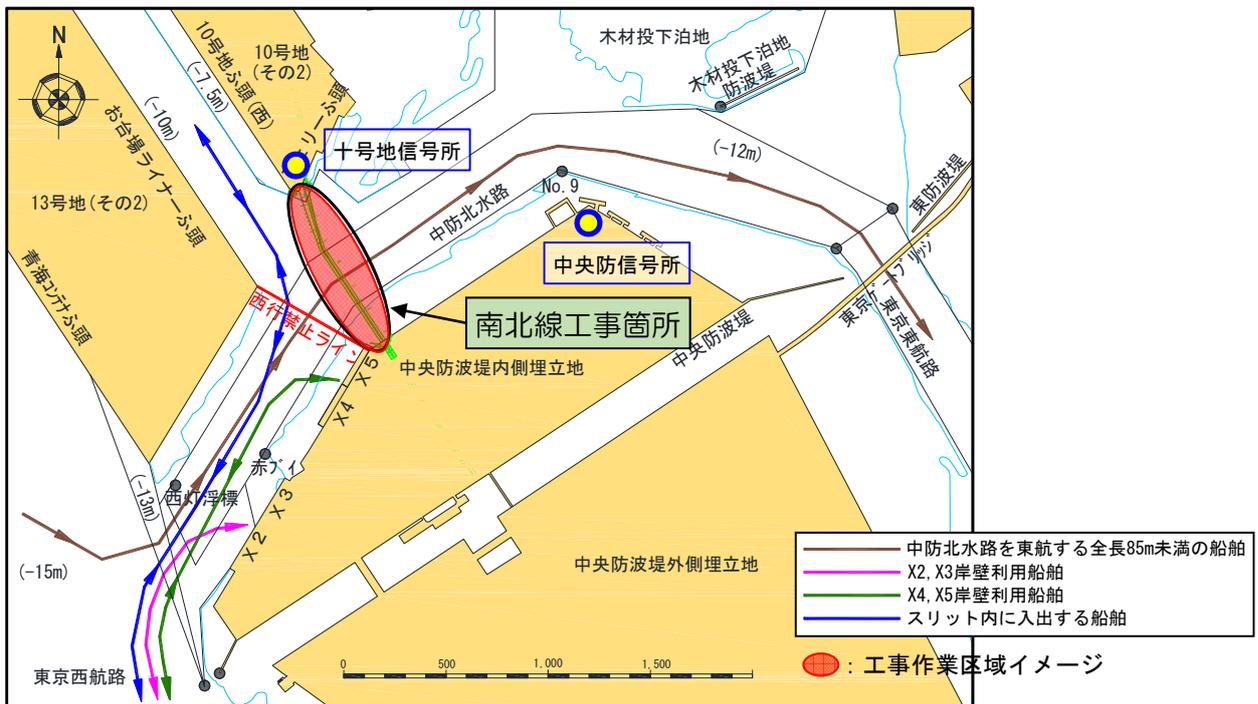
■工事作業区域の変更に伴う航行ルートの変更について

- 東京港臨港道路南北線建設工事の進捗に伴い、平成30年5月8日(火)から、10号地ふ頭(西)、お台場ライナーふ頭及びX2～X5岸壁に入出港する総トン数500トン以上の船舶は、同工事箇所西側から入出港する航行ルートになります。
- 平成30年5月8日(火)から変更する航行ルートは、2020年3月下旬(予定)まで継続します。
- この変更により、西行禁止ラインを西行する総トン数500トン以上の船舶は、港長の許可が必要となります。

【平成29年12月21日(木)～平成30年5月7日(月)まで】の航行ルート



【平成30年5月8日(火)～2020年(平成32年)3月下旬(予定)まで】の航行ルート

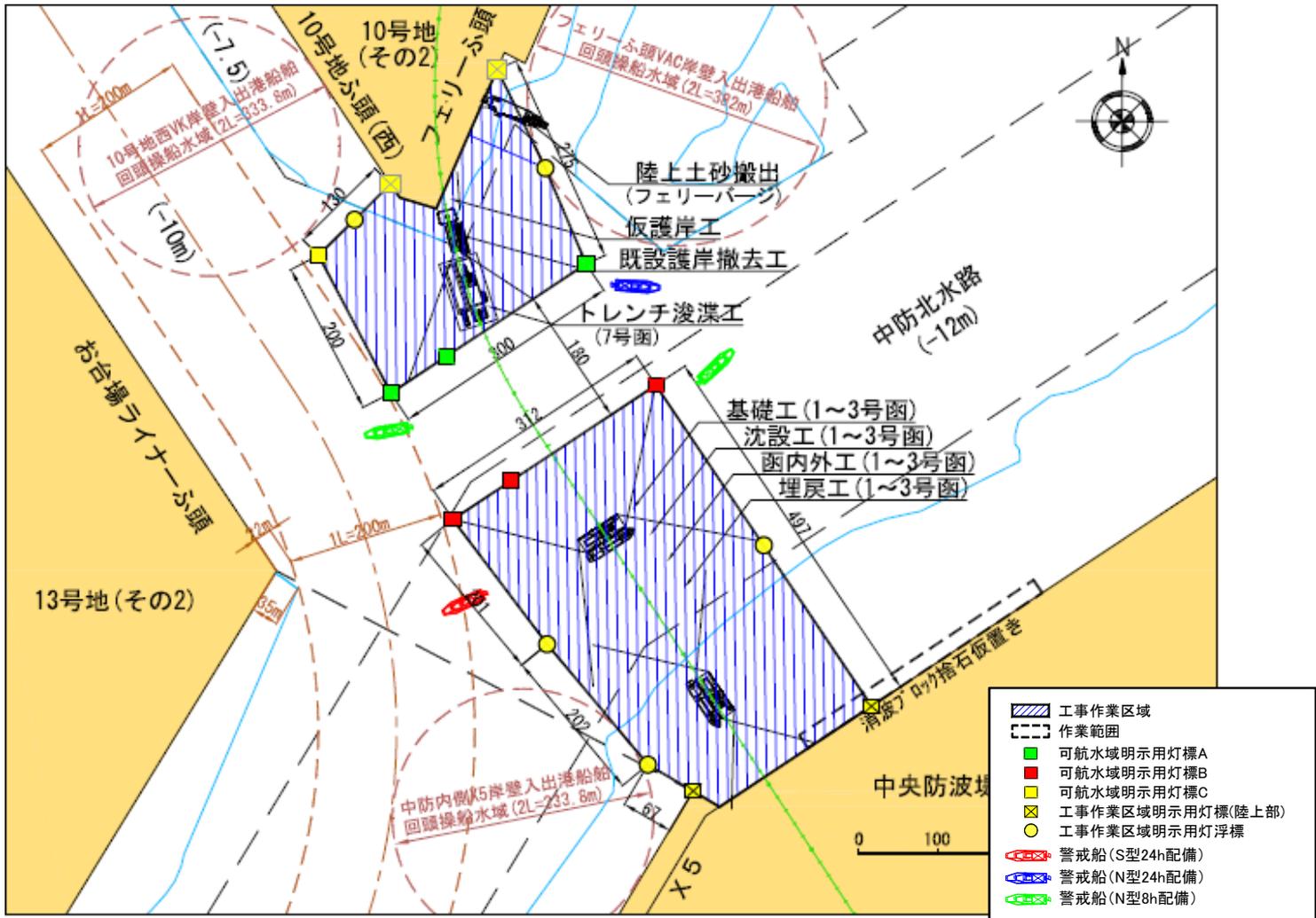


当面の工事作業区域の設置予定について

【STEP5】

平成30年5月8日(火) ～ 平成30年12月中旬

★総トン数500ト以上の船舶は東行不可
(ただし、全長85m未満の船舶は除く)



- 平成30年5月8日(火)～平成30年12月中旬の間、上図【STEP5】のとおり、中防北水路に可航水域明示用灯標、工事作業区域明示用灯標(陸上部)、工事作業区域明示用灯浮標を設置します。
- 全ての灯標、灯浮標は同期点滅します。
- 平成30年12月中旬以降の工事作業区域図については、改めてお知らせします。